

令和 5 年度南相馬市部及び部の分掌事務の見直しについて (案)

1 これまでの部及び部の分掌事務の状況

本市の部及び部の分掌事務は、平成 18 年 1 月の 1 市 2 町の合併以降、市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、必要に応じ見直しを行ってきました。特に震災と原発事故後は、復旧・復興を最優先に、柔軟かつスピード感をもって対処できる体制を整えてきたところです。

現在の部及び部の分掌事務は、平成 31 年 4 月に市復興総合計画後期基本計画を着実に遂行するため、限られた職員数で行政サービスの質の向上を図り、また、組織の機能強化・連携強化と効率化により政策課題に的確に対応できる新たな体制に見直したところです。

具体的には、待機児童問題や子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ戦略的に推進するため「こども未来部」を新たに設置、人口減少による地域活動維持や避難者の移住等に伴う地域コミュニティの再生のため「地域自治に関すること」を総務部から復興企画部へ、環境課題への一体的取り組みのため「新エネルギーに関すること」を復興企画部から市民生活部へなどの見直しをしたところです。

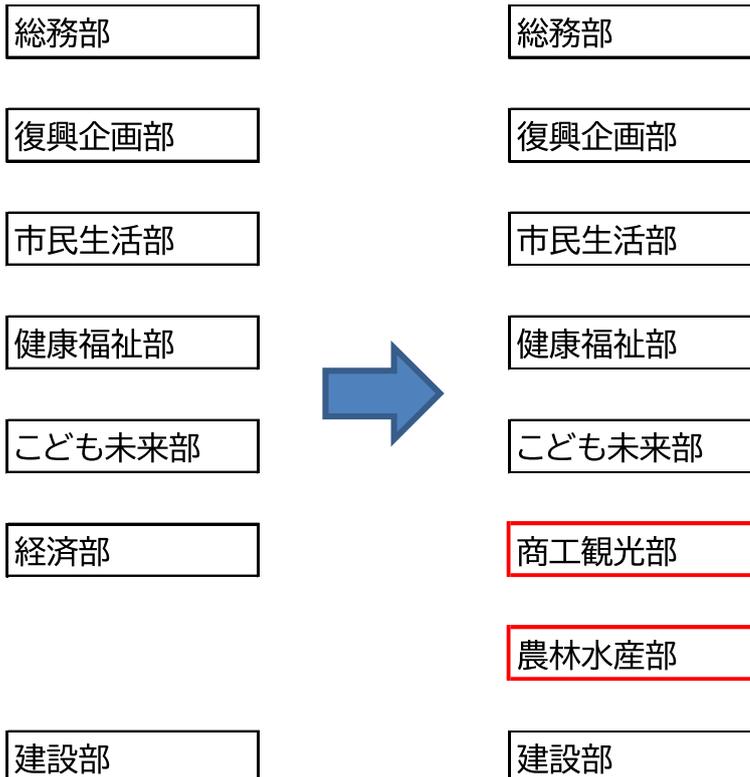
2 基本方針

令和 7 年度に迎える第 2 期復興・創生期間の終期を見据え、震災と原発事故からの復興を背景とした社会情勢の変化に呼応し、また、まちづくりの基本目標に掲げた 100 年のまちづくりを実現するためにも、「南相馬市第三次総合計画を着実に遂行できる組織体制」、「市民サービスを基本とした利用しやすい組織体制」、「行政課題や関連業務の一元化を図った効率的な組織体制」を目指し、人員配置の最適化、職員の能力の向上を図るとともに組織の機能強化と効率化により、政策課題に的確に対応できる組織とします。

3 部の見直し

現行の市長部局7部制を経済部から商工観光部と農林水産部に再編することにより、8部制とします。

なお、課名や課の配置については、今後変更となる可能性があります。



政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

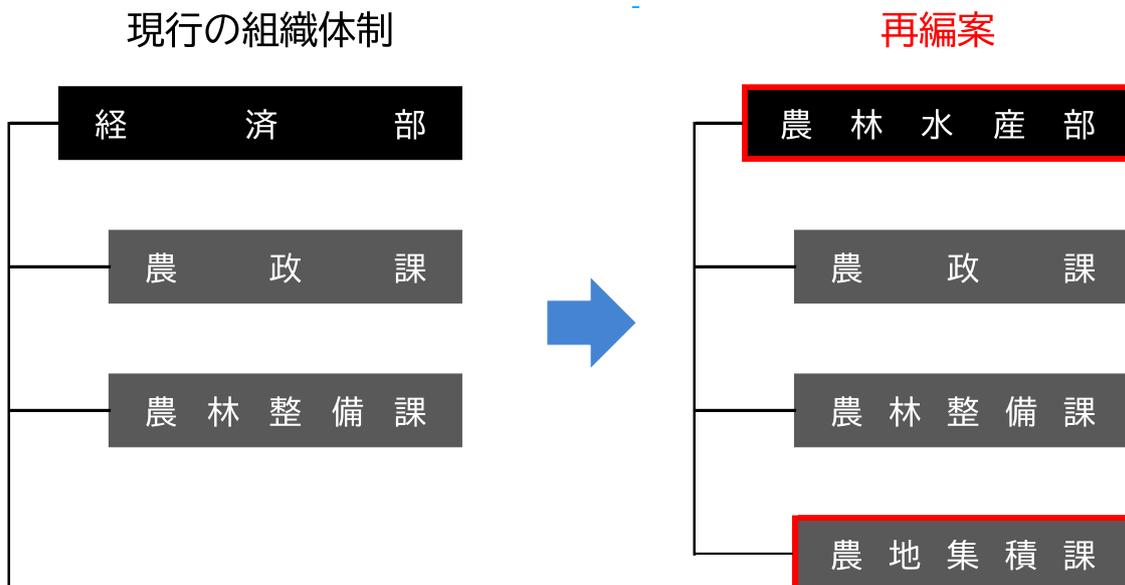
7 農林水産業

東日本大震災からの復旧・復興の進展に伴い、農業の生産基盤である農地は、集積・集約化やほ場整備が多数、同時並行的に進んでいます。また、新たな農業担い手の確保・育成や農業従事者に対する支援、農業環境の整備、市産農林水産物の消費拡大、地域ブランド化の推進、スマート農業等先端技術の普及、農村環境の保全など、農林水産業を取り巻く課題は多様化しています。

そのため、新たに「農林水産部」を設置し、専門性を高め、意思決定の迅速化を図るとともに、これまでの農政課・農林整備課に加え、ほ場整備などを推進する「農地集積課」を配置し、課題解決に向けた体制強化を図ります。

なお、商工労政業務、観光交流業務、移住定住業務を所管する部は「商工観光部」とします。

再編のイメージ図



現行の組織体制



再編案



4 部の分掌事務の見直し

部の分掌事務を次のように見直しします。

なお、課名や課の配置については今後変更となる可能性があります。

政策の柱3 健康・医療・福祉

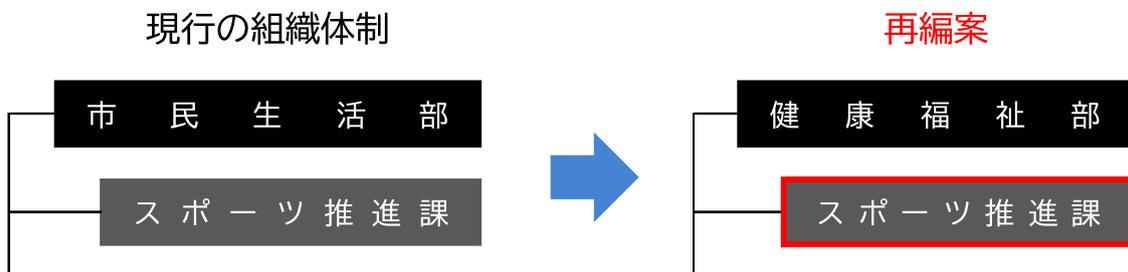
4 健康・スポーツ

スポーツは、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、体力の向上や心身両面にわたる健康の保持・増進、さらには活力ある健全な社会の形成に重要な役割を担うなど、さまざまな意義や価値を有する(南相馬市スポーツ推進計画抜粋)ものです。

新型コロナの影響などにより、市民の運動機会が減少していることから、あらゆる世代が体を動かし、スポーツに触れる機会の拡充を図ることにより、心身ともに健康維持・増進を図るとともにスポーツ人口の裾野の拡大、障がい者スポーツなど多様なスポーツの普及を図るため、市民生活部が所掌する「スポーツに関すること」(スポーツ推進課)を「健康福祉部」に移管し、健康・福祉分野と連携を強化します。

なお、関係部局との連携強化により、引き続き、指導者の育成、学校部活動への支援を通じて競技力向上を図ります。

再編のイメージ図



政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

10 移住定住

震災と原発事故以降、急激な人口減少と少子高齢化が進み、特に、将来のまちづくりの担い手となる世代にあっては、大学進学や就職、結婚を機に市外へ流出する状況が続いています。

本市に対する認知と興味を獲得するため、本市の仕事や暮らしの魅力等について、移住定住サイトやSNSをはじめとする多様な媒体を用いて、効果的かつ継続的な情報発信を図ることが必要です。

また、本市が移住先として選択されるためには、就職・結婚・子育て・住宅支援等の移住支援制度の充実、移住後の生活がイメージできる移住体験や移住者・地元住民等との交流機会の創出、移住後のフォローアップ等による定着支援が必要です。

市では、令和2年4月に経済部に「移住定住課」を設置し、取り組みを進めてきましたが、今般再編される「商工観光部」の分掌事務に「移住定住に関すること」を追加・明確にし、本市が移住先として選択されるため引き続き取り組むとともに各部・関係機関等と連携を図ってまいります。

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

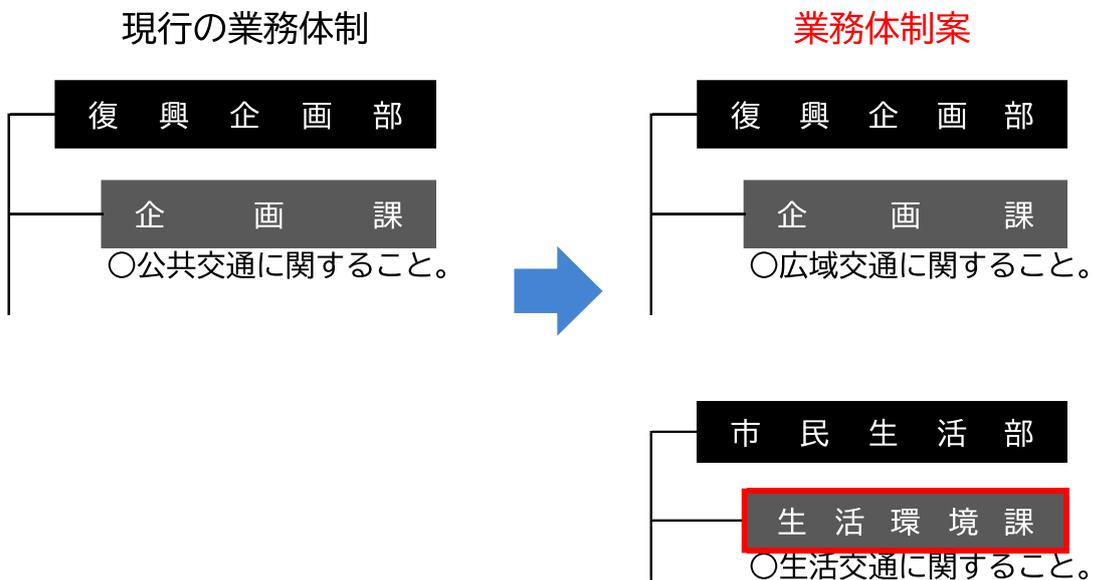
1.1 都市基盤

高齢化の進展により、身体機能の低下から運転免許証を返納する者が増加しております。また、子どもの通学手段の確保など、交通弱者の移動手段の確保を図る必要があります。

そのため、復興企画部で所掌する公共交通を分離し、定額タクシー及び路線バス等の市民の身近な移動手段である生活交通を高齢者の免許返納等交通安全を所管する「市民生活部」へ「生活交通に関すること」として移管し連携を強化します。

また、公共交通のうちJR常磐線の活性化や空港利用・港湾利用の促進などについては、「広域交通に関すること」として、これまでどおり広域行政を所管する「復興企画部」で所掌します。

業務体制のイメージ図



政策の柱5 都市基盤・環境・防災

12 生活環境

原発事故以降、本市は、原子力エネルギーに依存しないまちづくりを推進する観点から、大規模太陽光発電所や風力発電所の整備などの再生可能エネルギーの普及を促進してきました。

加えて、令和4年4月には「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を宣言しました。

市民、事業者、行政等官民が一体となって、2050年度までのCO₂等の温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すため、官民協働による脱炭素社会の実現を図っていく必要があります。

このため、市民生活部が所掌する「新エネルギーに関すること」を「脱炭素社会に関すること」に改め、新エネルギーの推進にとどまらない脱炭素社会の実現に向け取り組んでいきます。

※「脱炭素社会」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条の2）

政策の柱6 地域活動・行財政

16 行財政

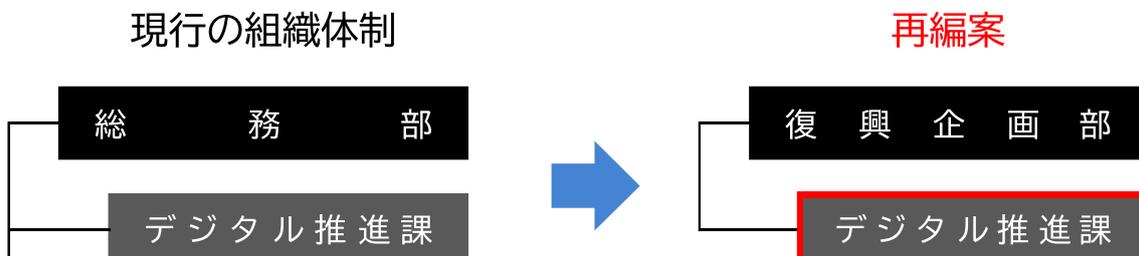
これまでIoTやAI等のデジタル技術の積極的な導入を通じた業務効率化・改善(スクラップ・アンド・ビルド)などで業務改革を図ってきました。

近年、デジタル変革(DX)が叫ばれる中、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出し、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ又は違った利便性と魅力を備えた、魅力溢れる新たな地域づくり(デジタル田園都市国家構想)が求められ、本市としても住民が利便性を実感できるデジタル社会の構築が必要です。

そのため、総務部所掌の「情報化に関すること」(デジタル推進課)を、市政の総合企画・調整及び行政改革を含む行政経営を所掌する「復興企画部」に移管し、相互連携の強化を図ります。

また、「統計調査に関すること」(デジタル推進課)についても、市政の総合企画や総合計画を所掌する「復興企画部」に移管し、統計結果の活用など連携を強化します。

再編のイメージ図



南相馬市条例第 号

南相馬市部設置条例の一部を改正する条例

南相馬市部設置条例（平成18年南相馬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（部の設置）</p> <p>第2条 市に次の部を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務部 (2) 復興企画部 (3) 市民生活部 (4) 健康福祉部 (5) こども未来部 (6) <u>商工観光部</u> (7) <u>農林水産部</u> (8) <u>建設部</u> <p>2 【略】</p> <p style="text-align: center;">（総務部の分掌事務）</p> <p>第3条 総務部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文書及び例規に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (4) 人事及び給与に関すること。 (5) <u>秘書に関すること。</u> (6) <u>式典褒章に関すること。</u> 	<p style="text-align: center;">（部の設置）</p> <p>第2条 市に次の部を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務部 (2) 復興企画部 (3) 市民生活部 (4) 健康福祉部 (5) こども未来部 (6) <u>経済部</u> (7) <u>建設部</u> <p>2 【略】</p> <p style="text-align: center;">（総務部の分掌事務）</p> <p>第3条 総務部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文書及び例規に関すること。 (2) 議会に関すること。 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。 (4) 人事及び給与に関すること。 (5) <u>情報化に関すること。</u> (6) <u>秘書に関すること。</u> (7) <u>式典褒章に関すること。</u>

- (7) 広報広聴に関すること。
- (8) 予算及び財務に関すること。
- (9) 税に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他の部の
の主管に属さないこと。

（復興企画部の分掌事務）

第4条 復興企画部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

- (1) 市政の総合企画及び調整に関するこ
と。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 行政経営に関すること。
- (4) 広域交通に関すること。
- (5) 復興に関すること。
- (6) 危機管理に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 地域自治に関すること。
- (9) 情報化に関すること。
- (10) 統計調査に関すること。

（市民生活部の分掌事務）

第5条 市民生活部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関するこ
と。
- (2) 印鑑登録に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (5) 国民年金に関すること。
- (6) 環境の保全及び回復に関すること。
- (7) 一般廃棄物に関すること。
- (8) 市民生活安全に関すること。
- (9) 脱炭素社会に関すること。
- (10) 生活交通に関すること。

- (8) 広報広聴に関すること。
- (9) 統計調査に関すること。
- (10) 予算及び財務に関すること。
- (11) 税に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他の部
の主管に属さないこと。

（復興企画部の分掌事務）

第4条 復興企画部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

- (1) 市政の総合企画及び調整に関するこ
と。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 行政経営に関すること。
- (4) 公共交通に関すること。
- (5) 復興に関すること。
- (6) 危機管理に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 地域自治に関すること。

（市民生活部の分掌事務）

第5条 市民生活部の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関するこ
と。
- (2) 印鑑登録に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (5) 国民年金に関すること。
- (6) 環境の保全及び回復に関すること。
- (7) 一般廃棄物に関すること。
- (8) 市民生活安全に関すること。
- (9) 新エネルギーに関すること。
- (10) スポーツに関すること。

（健康福祉部の分掌事務）

第6条 健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 社会福祉施設に関すること。
- (3) 障がい者及び高齢者福祉に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 健康づくり及び保健事業に関すること。
- (6) スポーツに関すること。

（こども未来部の分掌事務）

第7条 こども未来部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 子どもの育成及び子育て支援に関すること。
- (2) 母子及び児童福祉に関すること。
- (3) 少子化対策に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。

（商工観光部の分掌事務）

第8条 商工観光部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 商工業に関すること。
- (2) 雇用に関すること。
- (3) 観光に関すること。
- (4) 国内・国外交流に関すること。
- (5) 移住・定住に関すること。

（農林水産部の分掌事務）

第9条 農林水産部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

（健康福祉部の分掌事務）

第6条 健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 社会福祉施設に関すること。
- (3) 障がい者及び高齢者福祉に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 健康づくり及び保健事業に関すること。

（こども未来部の分掌事務）

第7条 こども未来部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 子どもの育成及び子育て支援に関すること。
- (2) 母子及び児童福祉に関すること。
- (3) 少子化対策に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。

（経済部の分掌事務）

第8条 経済部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 農林水産業に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。
- (3) 商工業に関すること。
- (4) 雇用に関すること。
- (5) 観光に関すること。
- (6) 国内・国外交流に関すること。

- (1) 農林水産業に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。

(建設部の分掌事務)

第10条 建設部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 道路及び河川等に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 建築及び営繕に関すること。
- (4) 住宅に関すること。
- (5) 用地取得に関すること。
- (6) 下水道その他汚水処理に関すること。

(課等の設置)

第11条 【略】

(委任)

第12条 【略】

(建設部の分掌事務)

第9条 建設部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 道路及び河川等に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 建築及び営繕に関すること。
- (4) 住宅に関すること。
- (5) 用地取得に関すること。
- (6) 下水道その他汚水処理に関すること。

(課等の設置)

第10条 【略】

(委任)

第11条 【略】

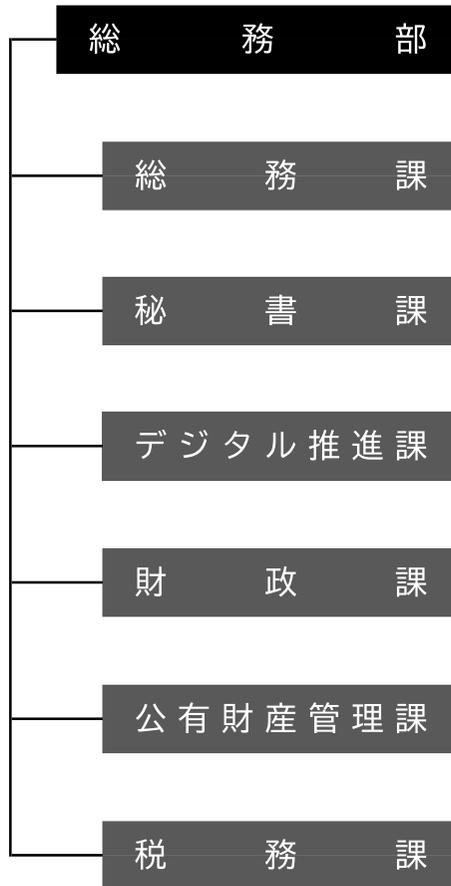
令和5年度部の見直し（案） （参考資料）

令和5年1月18日現在

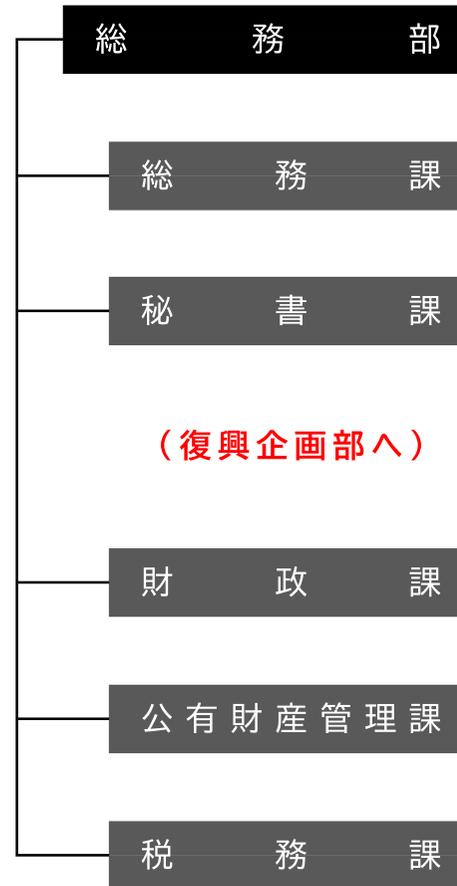
※課の名称は変更になる可能性があります。

総務部

現行の組織体制



再編案



備考

復興企画部

現行の組織体制



再編案



備考

定額タクシーと路線バスは生活環境課へ。

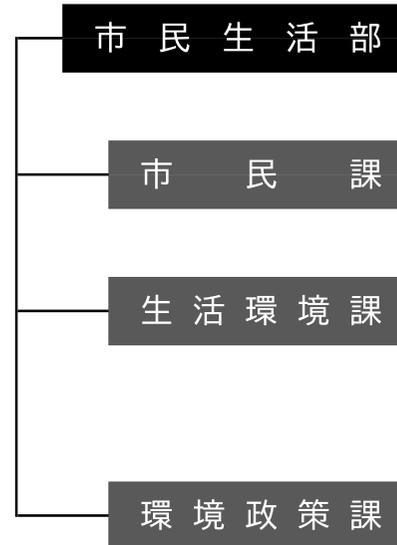
デジタル変革（DX）を通じた業務効率化・改善などの業務改革と行政経営を所掌する復興企画部の連携強化。また、統計業務についても、市政の総合企画や総合計画を所掌する復興企画部に移管し、統計結果の活用など連携を強化。

市民生活部

現行の組織体制



再編案



(健康福祉部へ)

備考

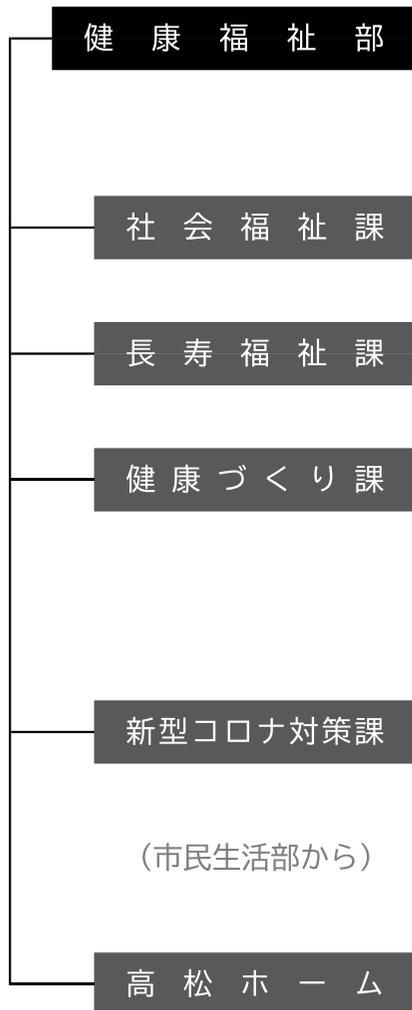
生活安全関係業務
生活交通業務
ごみ・資源化業務
衛生施設関係業務

環境保全業務
環境回復関係業務
脱炭素社会推進業務

業務量縮小に伴い環
境政策課へ統合

健康福祉部

現行の組織体制



再編案



備考

健康・医療に関する企画調整

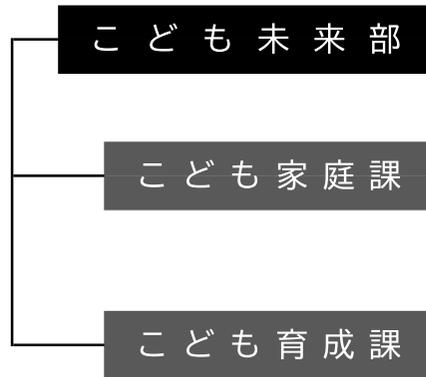
各種検診・保健事業・施設管理

業務量縮小に伴い健康推進課へ統合

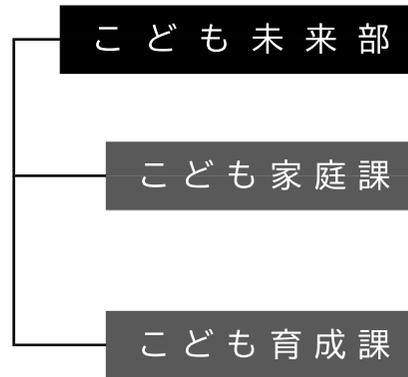
心身両面にわたる健康の保持・増進のため、健康福祉部へ

こども未来部

現行の組織体制



再編案



備考

経済部

現行の組織体制



商工観光部

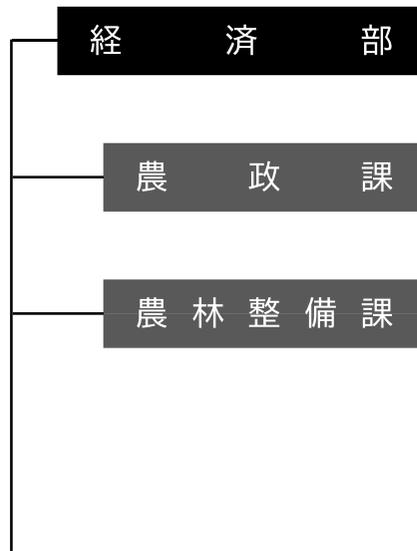
再編案



備考

経 済 部

現行の組織体制



農林水産部

再編案



備考

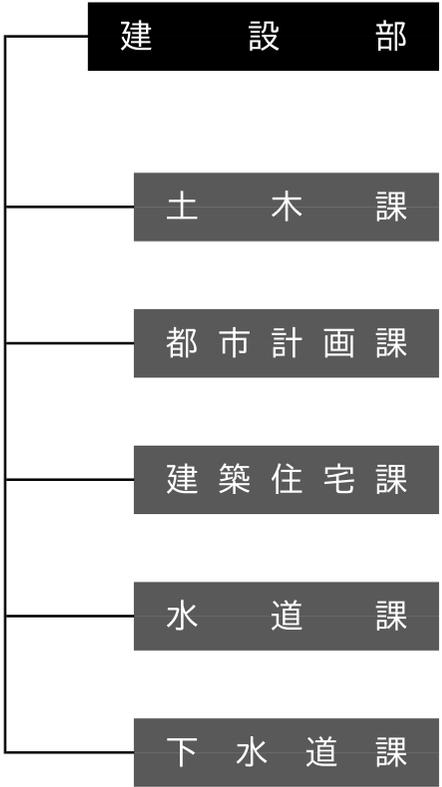
ほ場整備に関する事務等を一体的に推進

建設部

現行の組織体制



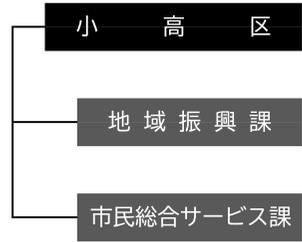
再編案



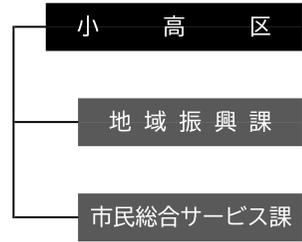
備考

小 高 区

現行の組織体制

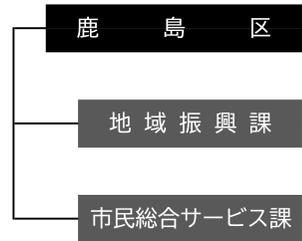
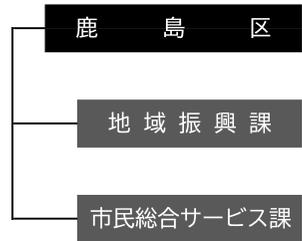


再編案



備考

鹿 島 区



備考

原 町 区

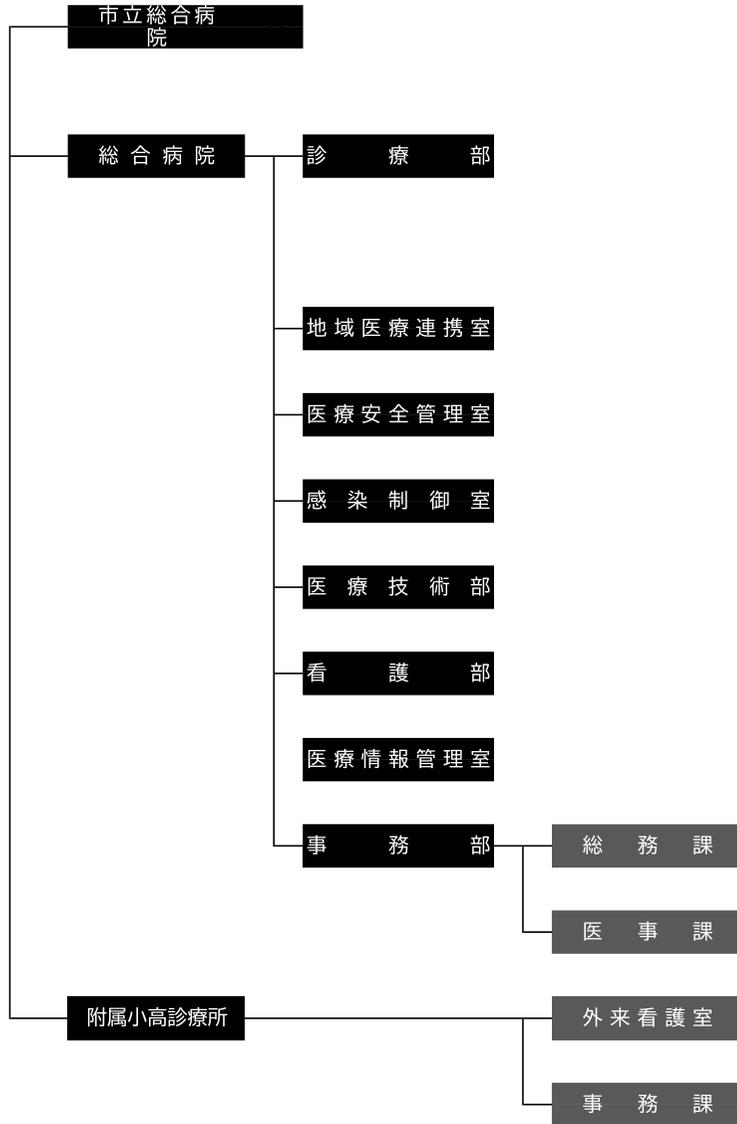


備考

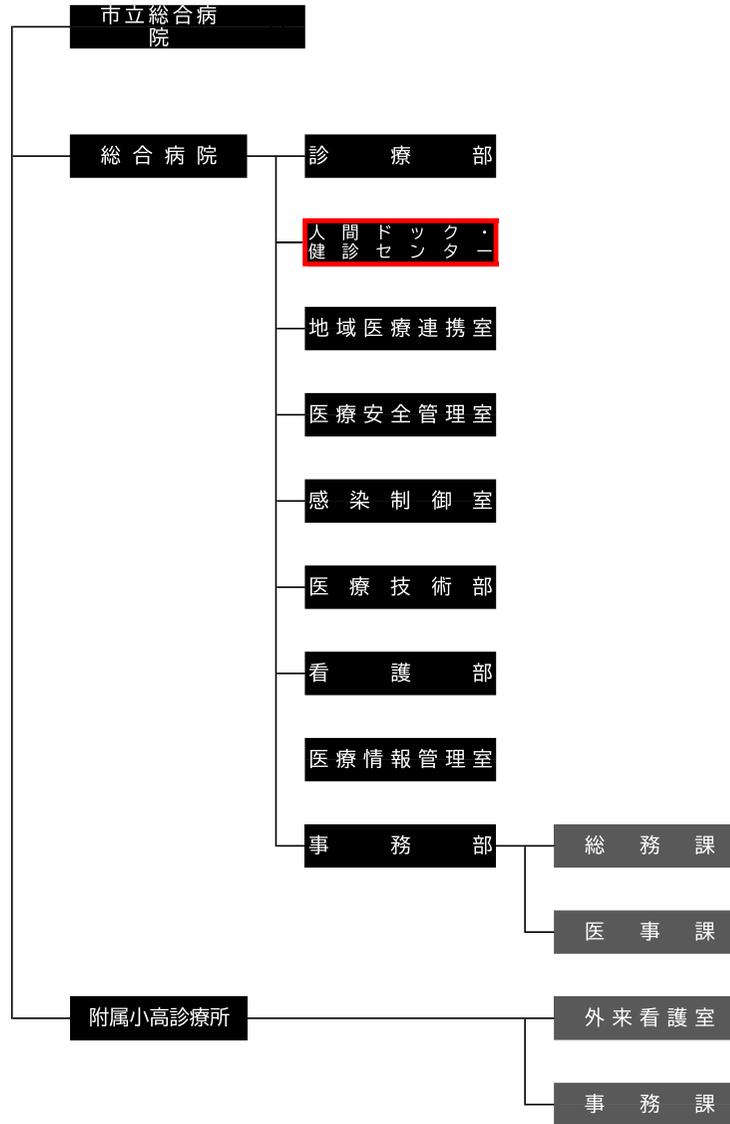


病院

現行の組織体制



再編案



備考

健診、人間ドック部門に力を入れることで、より多くの受検者を確保し、検査結果で医療での対応が必要となった方を受入れていく

教育委員会

現行の組織体制

教育委員会

事務局

教育総務課

学校教育課

文化財課

生涯学習課

中央図書館

再編案

教育委員会

事務局

教育総務課

学校教育課

文化財課

生涯学習課

中央図書館

備考